

冷戦末期の東西欧州貿易と EU 拡大

永澤雄治*

East-West European Trade and EU Enlargement

NAGASAWA Yuji

1 はじめに

本稿の目的は、1980年代後半以降の EC/EU と旧ソ連、中東欧との経済関係を観察することを通じて、東西欧州貿易¹⁾が EU の東方拡大の基盤を形

* 東北文化学園大学総合政策学部准教授

- 1) 「東西欧州貿易」という用語は筆者独自のものであり、冷戦期の EC, EFTA とソ連、中東欧の貿易を指す。一般的に使われていた「東西貿易」が示す範囲は2つあり、広義では途上国を含め社会経済体制を異にする諸国間の貿易を指し、狭義ではソ連、中東欧と OECD 加盟国との貿易を意味した。本稿では、米、日を含む「東西貿易」とは区別するために、「東西欧州貿易」という用語を使用する。冷戦期における「東西(欧州)貿易」については以下を参照されたい。拙稿「冷戦期における西欧諸国の対ソ連政治経済戦略——新冷戦までの東西貿易を中心として」『経済学』(東北大学), 60巻4号, 1999年1月, pp.165-182, ——「東西欧州貿易の歴史の意味——冷戦期における EC の経済戦略」『ロシア・ユーラシア経済——研究と資料』No.926, ユーラシア研究所, 2009年9月号, pp.2-21. 東西貿易に関する先行研究は上記拙稿で紹介しているため、本稿では最小限に留める。G.Adler-Karlsson [1968], *Western Economic Warfare 1947-1967: A Case Study in Foreign Economic Policy*, Almquist and Wiksell, M.Mastanduno [1992], *Economic Containment: CoCom and the Politics of East-West Trade*, Cornell University Press, Beverly Crawford [1993], *Economic Vulnerability in International Relations: East-West Trade, Investment, and finance*, Columbia Univ., Press, Ian Jackson [2001], *The Economic Cold War: America, Britain and East-West Trade, 1948-63*, Palgrave, 山本武彦 [1982], 『経済制裁——深まる西側同盟の亀裂』日本経済新聞社, 小川和男 [1983], 『ソ連の対外貿易と日本』時事通信社, 蓮見雄 [1993], 「東欧諸国と EC 市場——EC 市場をめぐる東欧、南欧、NIES の競合」『経済学季報』(立正大学), 42巻4号, 1993年3月, pp.85-140, ソ連東欧貿易会(当時)『ソ連東欧貿易調査月報』。

成していたことを示すことにある。冷戦以前において西欧と中東欧が経済交流を行うことは、地理的、文化的状況から考えて自然な現象であったといえよう。しかし冷戦期における東西欧州貿易は、異体制間貿易という特殊な性格を与えられることになった。第2次世界大戦が終結し冷戦が激化するまでの数年は、それまでと同様に西欧とソ連、中東欧の貿易は行われており、米政府も1947年までは、西欧の経済復興のためにソ連、中東欧からの輸入を認めていた。しかし、米ソ間の政治的、軍事的対立は経済領域にも及び、1948年に米政府は「対外援助法」を制定し、対共産圏禁輸措置を法制化した。この法律は米国のみならず他の同盟国も拘束する規定を有しており、さらに49年11月に設立され50年1月に発効したココム（対共産圏輸出統制委員会）規制が、西欧とソ連、中東欧の経済関係を亀裂をもたらし制度的装置として導入された。しかしこのような米国主導による貿易制限措置が有効に機能したのは、1950年前後のわずかな期間でしかなく、54年3月のココムリスト改正を契機として西欧とソ連、中東欧との貿易は持続的に拡大していったのである。

欧州の歴史において東西分断という事象はきわめて特殊な経験であり、それ故その引き金となった冷戦構造が崩れると即座に、その特殊性を払拭しようとする動きが欧州において顕在化したのは当然だったといえるだろう。この動きを西欧から見ればEUの東方拡大となり、中東欧から見れば欧州への回帰として表現される。つまり東西欧州分断という特異な状況に対する反動が、「拡大と回帰」として現れたわけである。それではこのような志向は、冷戦の崩壊によって突然生まれたのであろうか。本稿では、冷戦初期から東西欧州双方に存在していた「拡大と回帰」の志向が、冷戦後に顕在化したと考える。つまり東西欧州貿易は、「拡大と回帰」の経済的表現といえるのである。本稿の目的は、冷戦終結から冷戦後の東西欧州貿易を観察し、冷戦末期の1989年には東西欧州貿易を基盤としてECと中東欧の通商関係が構築されており、東西欧州貿易が冷戦後のEU東方拡大の基盤形成に寄与したことを示すことにある。なお本稿では西欧諸国（EEC, EFTA）とソ連、中東欧の貿易を「東西欧州貿易」と表記し、通常用いられていた「東西貿易（米国、日本等を含む）」とは区別する。

内外の先行研究は、東西（欧州）貿易とEU拡大を個別の事象として捉え

ている。筆者が知る限り唯一の例外は、東西貿易を国際政治経済学の立場で研究した B. クロフォード (Beverly Crawford) による論考である。クロフォードは「冷戦期を通じて東側との経済的結びつきを維持しようとした西欧の戦略は 1990 年代の東西貿易における西欧の強い立場を説明する上で有用であり、西欧がソ連、東欧諸国との新たな貿易秩序形成において主導的立場にあるのは、西欧が第 2 次世界大戦後追及してきた自己主張戦略に起因する。」²⁾と指摘した。ここでの「自己主張戦略 (strategies of self-assertion)」とは冷戦期の東西欧州貿易において西欧が米政府に対抗して独自の貿易戦略を追及していたことを指すが、クロフォードは西欧が冷戦期の東西欧州貿易を基盤として冷戦後の対ロシア、中東欧貿易を主導したと考えているわけである。しかしその後の研究においてクロフォードは、EU 拡大を東西貿易に関連づける論考を発表していない³⁾。

冷戦期と冷戦後を通じて、異体制間の東西欧州貿易から域内貿易へと形態は大きく移行しているように見えるが、西欧と中東欧の経済交流という点においてその本質は変わっていない。第 2 次世界大戦後、西欧と中東欧の経済交流が継続されてきたという事実は、冷戦期と冷戦後の連続性の一端を示しているということが本稿での主張である。

2 冷戦終結前後の東西欧州貿易

本節では冷戦末期から 1990 年代初頭にかけての東西欧州貿易を概観する。図 1, 2 は 1985 年から 1992 年にかけての EU15 ヵ国 (1995 年当時の EU 加盟国数で算出) の対ソ連、中東欧貿易を示したものである。特徴的なのは 1989 年から 90 年にかけて EU の対ソ連、中東欧輸出が伸び、輸入に関してもソ連とルーマニアを除いて増大したことである。1989 年から 92 年にかけての中欧 3 ヵ国向け輸出は対ハンガリーで 1.69 倍、対ポーランドで 2.4 倍、対チェコスロヴァキアで 3.0 倍と急増した。同期間の輸入では対ハンガリー

2) Beverly Crawford [1990], "The Roots of European Self-Assertion in East-west Trade", in Beverly Crawford and Peter W. Schulze, eds. *The New Europe Asserts Itself: A Changing Role in International Relations*, the Regent of University of California, p.279.

3) たとえば、Beverly Crawford [1993], *Economic Vulnerability in International Relations: East-West Trade, Investment, and Finance*, Columbia Univ., Press.

図1 EU15の対ソ連, 中東欧輸出 (1985-92)

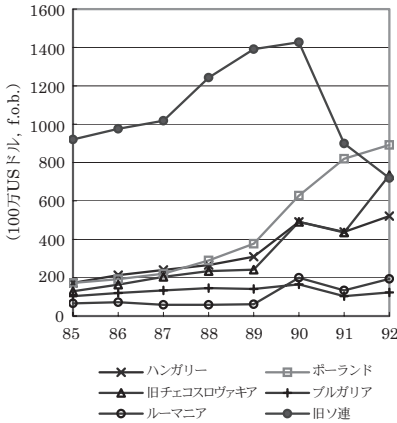
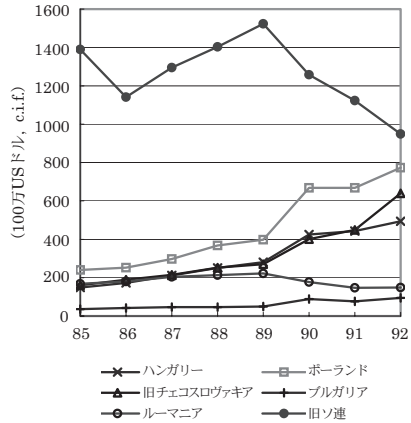


図2 EU15の対ソ連, 中東欧輸入 (1985-92)



注) 対旧ソ連輸輸出額に関して90年以降は対ロシアの数値を使用。

出所) 図1, 2共にOECD *Monthly Statistics of International Trade* (Source OECD <http://masetto.sourceoecd.org/>) より作成。

で1.76倍, 対ポーランドで1.95倍, 対チェコスロヴァキアで2.4倍となった。1991年から92年にかけてのソ連/ロシア向け輸出入が大幅に減少したが, その原因としてはソ連の原油生産の減少(ただし天然ガス輸出は増大), 対外債務や外貨不足からソ連の輸入が低下したことが指摘できる。中欧3カ国からの輸出入が増大した点については, ECを中心とするG24カ国による対ポーランド, ハンガリー支援プログラム(PHARE)の実施, EC/EUと中東欧諸国の間で貿易協力協定, 欧州協定が締結された影響で西欧市場へのアクセスの改善がなされたこと, 関税引き下げや貿易事業の自由化等の中欧国内の経済改革の影響, さらに中欧3カ国が平価切り下げを行ったこと等が指摘できる⁴⁾。とくにコメコンの解体(1991年9月末)により中東欧の対ソ連貿易(とくに輸出)が大幅に減少し⁵⁾, 対EU貿易にシフトしていたことは確かである。しかしここで留意すべきは, 西欧と中東欧が冷戦期の東西欧州

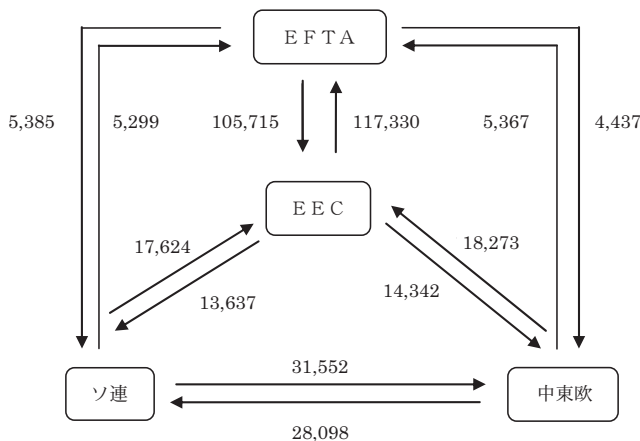
4) ハンガリーが1989年11月, ポーランドは90年1月, チェコスロヴァキアは90年初頭に平価を切り下げた。ただし90年前半のポーランドを除いて, ハンガリーとチェコスロヴァキアでは実質実効為替レートの上昇等により輸出促進効果は明確にならなかった(UN ECE [1991], *Economic Survey of Europe in 1990-1991*, 1991. p.90.)。

貿易を基盤として経済的緊密度を高めてきたという歴史的経緯である。

図 3 は 1989 年の東西欧州貿易を輸出額で示したものであるが、ソ連の対中東欧貿易依存度は輸出で 25.7%，輸入で 27.5%，中東欧の対ソ連貿易依存度は輸出で 38.7%，輸入で 37.7%であった。一方、ソ連の対 EEC+EFTA 貿易依存度は輸出で 20.9%，輸入で 16.6%，中東欧の対 EEC+EFTA 貿易依存度は輸出で 29.0%，輸入で 25.2%であった。冷戦末期においてもコメコン域内貿易が東側にとって大きな位置を占めていたことは事実であるが、中欧にとって対西欧貿易が有した経済的意味は軽視しうるものではなかった。

表 1 は 1985 年と 89 年の中東欧 5カ国の対ソ連，対 EEC+EFTA 貿易依存度を示したものである。1989 年には輸出入両面において中欧 3カ国の対 EEC+EFTA 依存度が対ソ連依存度を 10-20%ほど上回っていた⁶⁾。中欧 3カ国は 1980 年代後半に貿易における対ソ連依存を低下させ、対西欧依存を

図 3 1989 年の東西欧州貿易（輸出）



注) 単位は 100 万 US ドル (f.o.b.)。東西ドイツ間貿易は含まない。

出所) U.N., *International Trade Statistics Yearbook 1993*, および対ソ連輸出における中東欧のデータ (ブルガリアを除く) は IMF, *Direction of Trade Statistics 2004* (CD-ROM 版) より作成。

5) 1989 年から 91 年にかけての対ソ連貿易において旧チェコスロヴァキアは輸出で 52.1%減，輸入で 1.7%減，ハンガリーは輸出で 43.5%減，輸入で 10.3%減，ポーランドは輸出で 41.6%減，輸入で 17.9%増となっている。輸出よりも輸入の減少幅が小さい (ポーランドに至っては増大) している理由としてはエネルギー資源の対ソ連依存が冷戦後も続いていた点が指摘できる (UN, *International Trade Statistics Yearbook 1993*.)

高めていたわけである。貿易額で見ても、1989年の中欧3カ国の対ソ輸出額は96.2億ドル、輸入額は70.5億ドルに対し、対EEC+EFTA輸出額は126.9億ドル、輸入額は132億ドルであった。これらのデータからも東西欧州貿易によって築かれた西欧と中欧との通商関係が、冷戦末期においては対ソ連貿易を上回る規模に達していたことが確認できる。

表1 中東欧の貿易依存度(%)

	85年(輸出)	85年(輸入)	89年(輸出)	89年(輸入)
ポーランド(対ソ連)	24.6	29.8	20.8	18.1
ポーランド(対EEC+EFTA)	29.5	27.8	43.6	48.9
ハンガリー(対ソ連)	33.6	30.1	25.1	22.1
ハンガリー(対EEC+EFTA)	24.8	31.9	35.6	42.9
チェコスロヴァキア(対ソ連)	43.7	46.0	25.2	24.4
チェコスロヴァキア(対EEC+EFTA)	14.1	14.2	33.2	33.3
ブルガリア(対ソ連)	n.a.	n.a.	65.2	52.9
ブルガリア(対EEC+EFTA)	n.a.	n.a.	5.2	11.8
ルーマニア(対ソ連)	n.a.	n.a.	21.9	31.2
ルーマニア(対EEC+EFTA)	n.a.	n.a.	33.7	14.3

出所) U.N. *Yearbook of International Trade Statistics* (各年版)より作成。

3 冷戦後のEUと中東欧

3.1 EU東方拡大への動き

冷戦後の欧州を語る上で最も注目すべき点は、中東欧諸国のEU加盟へ向けた一連の動きであろう⁷⁾。1988年から90年にかけてECはハンガリー、ポーランド、チェコスロヴァキア、ブルガリア、東ドイツ、ルーマニアの6カ国と交渉し、「貿易・協力協定(Trade and Cooperation Agreement)」

6) さらに1991年の対EC貿易依存度についてポーランドは輸出64.3%、輸入64.0%、ハンガリーは輸出58.4%、輸入51.5%、ブルガリアは輸出44.8%、輸入55.4%、ルーマニアは輸出36.5%、輸入30.2%、93年に分離したチェコは輸出55.5%、輸入51.1%、スロヴァキアは輸出29.6%、輸入27.9%であった(European Parliament, *Task Force Enlargement Statistical Annex 2003*, pp.7, 15, 23, 39, 43, 47.)。冷戦終結によって中東欧の対外貿易に占めるEC貿易の比重がよりいっそう高まったことは事実であるが、このシェアの上昇は冷戦期の東西欧州貿易の実績を基盤とするものであり、不連続な事象ではないということが本稿での主張である。

7) 冷戦末期の中東欧諸国に対する支援としては、89年に対ポーランド、ハンガリー向け支援としてPHARE計画が日米を含むG24で決定されECが支援実施の責任を負った。90年以降は他の中東欧諸国の援助要請に対応し、対象国は拡大した(磯野喜美子[1999]、「Phareプログラム——EUの対中東欧援助政策」『社会科学』(同志社大学)、62巻、pp.1-28)。

を締結した⁸⁾。また 89 年 12 月にはソ連との間でもこの協定を締結した。この協定には、石炭、鉄鋼、繊維、農産物というセンシティブ品目は含まれていなかったが、6 ヵ国すべての協定で相互に最恵国待遇を提供するものであった⁹⁾。さらに EC は 90 年 4 月の臨時欧州理事会において、中東欧地域で民主主義と市場経済への方向が確立され次第、貿易協定を格上げし「連合協定 (Association Agreement)」を締結する方針を固めた。同年 6 月にはこれを「欧州協定 (Europe Agreement)」と名づけ、同協定の締結交渉を 91 年から開始する方針を決めた。「欧州協定」は EC と中東欧諸国の間で FTA の創設が中核となっている他、産業、金融等での協力が盛り込まれていた¹⁰⁾。

「欧州協定」前文には、EC 側に中東欧諸国の加盟を認める義務はなかったものの、「EC 加盟を最終目標にすることを考慮し」という文言が明記された。また加盟へ向けてのタイムテーブルと段階的アプローチも規定されていた。貿易面では FTA の創設が明記され、とくにハンガリー政府との協定にはサービス、資本、人の自由移動も規定されていた。ただし鉄鋼、石炭、船舶、農産物、繊維製品等については数量制限やハンガリー、ポーランドを除く 4 ヵ国に対し関税も維持された。欧州協定により、ドロール委員長 (当時) の欧州 3 同心円構想 (EC を核とした拡大経済圏構想) が欧州の経済的新秩序の柱になることが固まったとの見方もあった。しかし一方で欧州統合による政治的結束の強化を優先したいドロールが、これ以上の加盟国の増加を食い止める目的を反映させたものとの評価もあったことは事実である。

8) 貿易協定の締結と発効については、ハンガリー (1988 年 9 月 26 日締結, 88 年 12 月 1 日発効), ポーランド (89 年 9 月 19 日締結, 89 年 12 月 1 日発効), チェコスロヴァキア (90 年 5 月 7 日締結, 90 年 11 月 1 日発効), ブルガリア (90 年 5 月 8 日締結, 90 年 11 月 1 日発効), 東ドイツ (90 年 5 月 8 日締結), ルーマニア (90 年 10 月 22 日締結, 91 年 5 月 1 日発効) であった。東西ドイツ統一により、東ドイツとの協定は発効されず、欧州委員会のオフィシャル・ジャーナルにも掲載されなかった。

9) Karen E. Smith [1999], *The Making of EU Foreign Policy: The Case of Eastern Europe*, Macmillan Press LTD, pp.66-80; Preston, Christopher [1997], *Enlargement & Integration in the European Union*, Routledge, p.54.

10) 「欧州協定」の締結と発効に関しては、ハンガリー (1991 年 12 月 16 日締結, 94 年 2 月 1 日発効), ポーランド (91 年 9 月 16 日締結, 94 年 1 月 1 日発効), チェコ (93 年 10 月 4 日締結, 95 年 2 月 1 日発効), スロヴァキア (93 年 10 月 4 日締結, 95 年 2 月 1 日発効), ブルガリア (93 年 3 月 8 日締結, 95 年 2 月 1 日発効), ルーマニア (93 年 2 月 1 日締結, 95 年 2 月 1 日発効)。チェコスロヴァキアは 91 年 12 月 16 日に締結したがその後分離独立した。欧州協定は、バルト 3 国、スロベニアも締結した。

EC 側に新規加盟を認める義務を回避した点においてこの評価は成り立つように見えるが、協定前文において加盟を最終目標と掲げざるをえなかった背景には、中東欧諸国の加盟に向けた強い要望があったわけであり、EC/EU もこれを無視できなかったのである¹¹⁾。

1993年6月のコペンハーゲン欧州理事会において、欧州協定を締結している中東欧諸国を将来、EUに加盟する資格を有する「連合国 (associated country)」として正式に位置づけ、政治的、経済的条件が整い次第加盟できることを明記した。加盟のための基準は政治、経済、法の3つに分けられ、政治的基準としては、民主主義の定着、法の支配、人権の尊重および少数民族の保護、経済的基準としては、市場経済の機能、EU域内の競争圧力と市場の力に耐えうる能力、法的基準としては、「アキ・コミュニテール (共同体法の集積)」の受容となっていた。コペンハーゲン欧州理事会での決定を受け、94年から96年にかけて中東欧10カ国がEU加盟を申請した。95年12月のマドリード欧州理事会は、中東欧諸国との加盟交渉を開始するための準備として、EUの政策(とくに農業・構造政策)に対して拡大が与える影響、EUの新たな財政枠組、加盟申請国に対する評価等に関する欧州委員会の見解を求めた¹²⁾。

この要請を受け、欧州委員会が1997年7月に提出した報告書が、『アジェンダ2000』である。『アジェンダ2000』¹³⁾は、For a stronger and wider Union という副題が表しているように、EUの強化・拡大戦略を示した文書である。『アジェンダ2000 (総論)』の構成は、「より強力でより拡大する連

11) 冷戦終結後、EC加盟に対し熱心であった中東欧諸国と比較し、EC側は加盟に伴う財政負担等を考慮し新規加盟を先送りさせる姿勢が見られたことは確かである。しかし欧州協定の前文において共同体加盟が最終目標であることが明記されたことを契機として、1993年6月のコペンハーゲン欧州理事会で加盟基準が設定され、94年後期の議長国になったドイツ政府は、中東欧への「加盟前戦略」の策定(94年12月のエッセン欧州理事会で採択)など拡大に向けて積極的姿勢を明らかにした。EU内部で拡大に対する懐疑的見解は依然として存在していたが、この時期にはすでに拡大へ向けた方向性はほぼ固まっていたと見ることができよう。

12) Madrid European Council 15-16 December 1995 Conclusions of the Presidency in *Bulletin of EU*, No.12, 1995, p18.

13) 『アジェンダ2000』は、総論に相当する部分(1冊)と加盟申請国ごとの評価が詳細に記載されている各論に相当する部分(10冊)に分けられている。CEC (The Commission of the European Communities), *Agenda 2000: For a stronger and wider Union*, COM(97)2000final (この文書は、Bulletin付録文書にも掲載されており、本稿ではBulletin of the European Union, Supplement 5/97を使用した)

合のために」と題された第1部、「加盟前戦略の実施」の第2部、「中東欧の加盟申請国への拡大による連合政策に対する影響（インパクト分析）」の第3部からなっている。この文書についてはすでに拙稿¹⁴⁾で論じているために詳細は省くが、強化戦略としては、域内市場における「市場の歪みと部門別障壁の除去」、「市場効率の改善と投資促進、労働市場と雇用政策の近代化」が掲げられた。この戦略を通じて、欧州市場のダイナミズムや国際競争力を高めることが欧州委員会の狙いであった。さらに各構成国間で経済的・社会的の不均衡を是正するために構造政策の必要性を強調し、同時に構造政策の効率性を強化する方策を提示した。EUの対外関係としては、拡大NATOとの補完関係を保ちながら共通防衛政策の進展を重視したのである。また欧州委員会はCAPに関して1992年のマクシャリー改革を評価し、価格支持から直接所得補償へシフトする方向でさらなる改革を要求している。農業分野においても「市場志向」を導入することによって介入政策からの転換を図り、競争力を高めることが欧州委員会の狙いであった。

拡大に関しては前述のコペンハーゲン欧州理事会で採択された加盟基準を踏襲し、段階的に加盟交渉を開始することが提案され、第5次拡大としてポーランド、ハンガリー、チェコ、スロベニア、エストニア、キプロスの6カ国を選抜した（ただしこの選抜方式は、1999年12月のヘルシンキ欧州理事会において破棄された¹⁵⁾）。また機構改革として次期拡大に先立ち、理事会における特定多数決の票配分改正と欧州委員定数を一構成国につき一人に削減することの決定を2000年前までに行うよう求めた。財政面においてはEU域内GNPの1.27%というシーリングが課されたが¹⁶⁾、この数値はドロール・パッケージIIにおける99年度予算に対するシーリングと同一であった。2000年以降の予算に対しても99年のシーリングを掲げるということは、拡大に伴う予算規模の増大といった財政措置を取らないことを示していた。域

14) 拙稿 [2000]、「EUの東方拡大と財政改革——『アジェンダ2000』とベルリン欧州理事会を中心として」『経済学』（東北大学）、62巻3号、pp.103-124。

15) 1999年12月のヘルシンキ欧州理事会において、加盟申請国を2つのグループに区別する交渉方式（『アジェンダ2000』で提案）は事実上破棄され、第1グループの6カ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロベニア、エストニア、キプロス）に加え、第2グループ（スロヴァキア、ルーマニア、ブルガリア、リトアニア、ラトビア）とマルタに対しても加盟交渉開始が決定され、トルコも加盟候補国として正式に認められた。Agence Europe, No.7613, 12/12/1999, pp.1-16. *Financial Times*, (11, 12/12/1999, p.2,13/12/1999, p14)。

内経済成長率分は「潜在的追加財源」¹⁷⁾となるが、EUは財政拡大を伴わない東方拡大を志向したわけである。この『アジェンダ2000』は99年3月のベルリン欧州理事会で部分的に修正され合意された¹⁸⁾。

1997年以降、欧州委員会は加盟候補国に対する評価報告書を毎年発表した。97年段階では、1人当たりGDPが中東欧10カ国中3位のスロヴァキア(95年EU平均の41%)は、経済的基準や共同体法の受容において第1グループと同等の評価を受けながらも、政治的基準が満たされていないと欧州委員会は判断した。スロヴァキアの政治的マイナス面として、制度の不安定さ、民主主義機能の不足、ハンガリー系少数民族の言語使用に関する法的不整備等が指摘され、また経済面でも、市場経済を後退させる諸政策(96年の「価格規制法」等)が打ち出されたこともあり、市場経済が十分に機能しているとは見なされなかった¹⁹⁾。1人当たりGDP3位のスロヴァキアを第1グループから外したということは、経済的基準だけではなく政治的基準を欧州委員会が重視していることを中東欧に対し印象づけたが、そのスロヴァキアもその後の評価では政治、経済面双方で順調な評価を得た。逆にエストニアは1人当たりGDPが9位(EU平均の23%)であるが選抜された。エストニア経済のプラス面は、93年下半年以降、経済成長を続けており(96年には年間4.0%)、公財政も均衡しており、対外債務も少なく、農業人口も7%(この数値は結論部分では8%となっている)である点が指摘された²⁰⁾。

16) A. メイフュー (A. Mayhew) はCAP、構造基金、財政枠組に関する『アジェンダ2000』の改革案として次のポイントを指摘した。1. 共同体予算は、2006年まで域内GNPの1.27%の独自財源シーリングを超えてはならない。2. 構造予算は、同期間で域内GNPの0.46%を超えてはならない。3. CAP改革は、価格支持から直接所得補償へのシフトを伴いながら継続されなければならない。4. 制度改革は、加速的に行われなければならない。5. 『アジェンダ2000』は、通貨同盟が予定通りに開始されること、アムステルダム条約が締結・批准されることの2つの仮定に基づいている。メイフューはたとえ拡大計画がなかったとしても、これらの改革は実行しなければならない政策課題であると指摘した。Alan Mayhew [1998], *Recreating Europe: The European Union's Policy towards Central and Eastern Europe*, Cambridge Univ. Press, pp.174-178.

17) *The Guardian*, 20/04/2000 (www.globalarchive.ft.com/search-components/index.jsp).

18) ベルリン欧州理事会における修正事項については、前掲拙稿を参照されたい。

19) CEC, *Agenda 2000, Commission opinion on Slovakia's application for membership of the European Union*, Bulletin of the European Union Supplement 09/97, pp.15-20, 75-78.

20) CEC, *Agenda 2000, Commission opinion on Estonia's application for membership of the European Union*, Bulletin of the European Union Supplement 11/97, pp.13-24, 71-73.

3.2 ポスト冷戦期における EU の対中東欧貿易と FDI

EU15カ国と新加盟 10カ国の貿易

図 4, 5 は 1990 年から 2008 年にかけての EU15カ国の対中東欧およびロシア向け輸出入額を示したものである。90 年代は経済システムの移行に伴う混乱の時期でロシア、中東欧共に貿易の伸びは大きなものではなかったが、2000 年に入り増大傾向を示している。2004 年 5 月の EU 加盟以後、中欧諸国に関して 05 年からの急速な伸展は注目すべきであろう。ポーランド、ハンガリー、チェコに関してみると、03 年から 08 年にかけての EU の輸出で、対ポーランドが 3.64 倍、対ハンガリーが 1.86 倍、対チェコが 2.28 倍と増大した。同時期の輸入では対ポーランドが 3.35 倍、対ハンガリーが 2.02 倍、対チェコが 2.50 倍と増大した。

また中東欧にとって EC/EU との貿易は冷戦末期から 1990 年代にかけてすでに大きな位置を占めていた。図 6, 7 は、1991 年から 2002 年にかけての中東欧の主要 3カ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ）の対 EU 貿易のシェアの推移を示したものである。これら 3カ国とも、91 年以降、対 EU 貿易が輸出、輸入の双方で 50%以上のシェアを示しており、冷戦終結当初から EU に対する貿易依存度が高かったことがわかる²¹⁾。90 年代後半には、その依存度が、輸出で 70%程度、輸入で 60%以上にまで達した。これら中欧 3カ国は地理的にもドイツ、オーストリアに隣接しており、その輸送コストの有利さを生かしたといえるだろう。冷戦終結当初から EU は、中東欧にとって最大の貿易相手地域であった²²⁾。02 年の中東欧の輸出に占める EU のシェアは、ポーランドで 68.8%、ハンガリーで 75.1%、チェコで 68.4%となっており、輸入では各々 61.7%、56.2%、60.2%となっていた。この点に関し欧州委員会は 06 年 5 月の報告書において、04 年に加盟した中東欧 10カ国と EU15カ国の貿易統合度（貿易額全体に占める対 EU15カ国の輸出入シェアで計測）を算出した²³⁾。これによると新加盟 10カ国の貿易額に占める EU15

21) 1991 年から 2001 年の 10 年間で、ハンガリーとチェコについては、輸出入共に、EU のシェアが 10%程度上昇しているが、ポーランドは輸出において大きな変化はなかった。ポーランドに関しては、EU の貿易パートナーとしての位置づけは 91 年段階においてすでに確立されていたと解釈できる。

22) しかし中東欧の対 EU 貿易の収支は資本財等の輸入によって悪化していたことも留意すべきである。

図 4 EU15 の対口, 中東欧輸出 (1990-08 年)

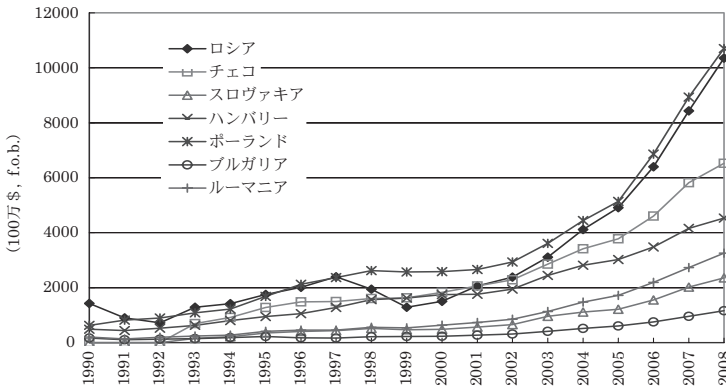
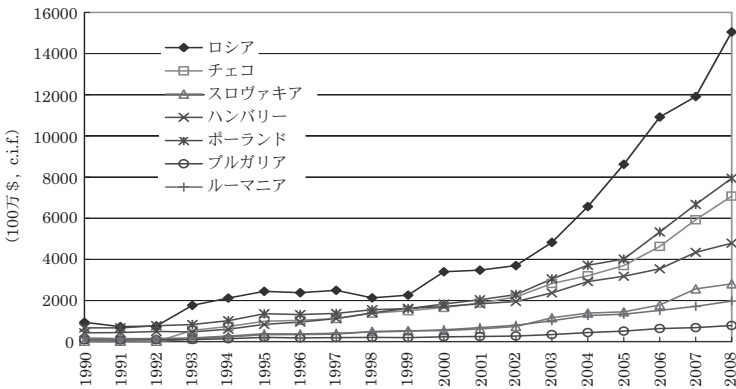


図 5 EU15 の対口, 中東欧輸入 (1990-08 年)



出所) 図 4, 5 共に OECD, Monthly Statistics of International Trade (Source OECD <http://masetto.sourceoecd.org/>) より

カ国シェアは 93 年の輸出で 57%, 輸入で 55%だったが, 03 年には輸出で 67%, 輸入で 58%と上昇した。加盟前に中東欧と EU の貿易が伸展した理由として, 欧州委員会は次の 2 点を指摘した。1 つは (93 年コペンハーゲン欧州理事会において示された) 「将来的な EU 加盟の見通し」と「欧州協定による貿易自由化」²⁴⁾である。ただし加盟前に中東欧と EU の貿易が伸展して

23) European Commission, *European Economy*, No.24, May 2006, p.60.

図 6 中東欧 3 カ国の対 EU 輸出シェア (%)

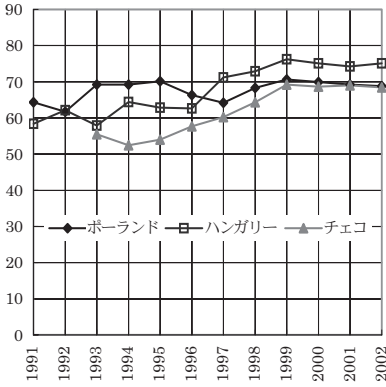
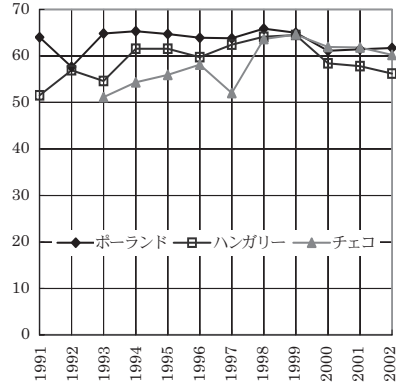


図 7 中東欧 3 カ国の対 EU 輸入シェア (%)



注) チェコが分離独立したのは 92 年末であるため、チェコに関しては 93 年からのデータである。

出所) 図 6,7 共に European Parlia Task Force Enlargement Statistical Annex, June 2003. より作成。

いたことは事実であるが、その基盤は冷戦期の東西欧州貿易において形成されていた点は留意すべきであろう²⁵⁾。欧州委員会は、EU15カ国と新加盟10カ国の貿易統合に対する加盟の直接的効果は限定的であるとしながらも、新加盟10カ国間貿易が増大したことを指摘した。93年から03年にかけて新加盟10カ国の貿易額全体に占める10カ国間貿易のシェアは平均12%で推移していたが、05年にはそのシェアは14%に上昇した²⁶⁾。

中東欧経済が在欧州企業の産業内貿易に組み込まれている代表的な例が、ドイツのVW社とチェコのSkoda社の合弁事業である。チェコ政府の要請を受け、91年にVW社はSkoda社に資本参加し、95年には経営権の70%を取得した。この合弁企業の97年上半年期の自動車販売台数は16万台にも上り、そのうち32%はチェコ国内で販売されたが、スロヴァキア(8.7%)、

24) Ibid. p.59. 欧州協定の貿易自由化は相互性を謳いながら、その内容は非対称的であり、食品、繊維等については制限されていたが、候補国側よりもEU側に急速な自由化を求めている。

25) 前掲拙稿 [2009], pp.2-12.

26) *European Economy*, op.cit.,p.60. この要因としては、加盟により貿易障壁が解消されただけではなく、新加盟10カ国間の市場アクセスが向上したことが指摘された。さらに加盟による貿易創出効果(新加盟10カ国間貿易の増大)による利益を得ているのは、EU15カ国との貿易統合の程度が低い国であり、エストニア、リトアニア、スロヴァキアがこれに当たる。これら3カ国の新加盟10カ国との貿易シェアはエストニアの15%からスロヴァキアの29%までの範囲にあった。

ドイツ (8.1%), ポーランド (7.6%), イタリア (5.9%), イギリス (4.8%) 等に輸出されている²⁷⁾。VW 社と Skoda 社の合弁事業は、在欧州企業の技術と中東欧の安価で良質な労働力の結びつきが成功した好例である。

新加盟 10カ国への FDI

中東欧の FDI 累積額 (1999 年) に占める国別シェアで見ると、ドイツ (18%), 米国 (16%), オランダ (12%), オーストリア (7%), フランス (6%), イギリス (6%), イタリア (4%) の順であり、90 年代の後半においてすでに EU 加盟国からの投資が全体の 60% を占めていた²⁸⁾。主要な投資先は、ポーランド (99 年累積額で 299.8 億ユーロ、中東欧 10カ国に占めるシェアは 37%), ハンガリー (同 191.0 億ユーロ、同 24%) チェコ (同 162.5 億ユーロ、同 20%)、であり、中東欧へ向けられた FDI の 8 割がこの地域に集中している²⁹⁾。また中東欧への FDI を産業別に見ると、製造業に 38% (食品・飲料・タバコ 11%, 機械・設備 5%, 自動車 4%, 化学・製菓 4%, その他の製造業 14%), サービス部門に 56% (貿易 12%, 金融 11%, 運輸・通信 9%, 電気・ガス・水道 4%, ビジネスサービス 3%, その他の第 3 次産業 17%), 第 1 次産業に 3%, その他 3% であった³⁰⁾。

2004 年には中東欧に対する FDI は 1,910 億ユーロ (当該地域 GDP の 40% に相当) に達し、この 4 分の 3 が EU15 加盟国からの投資であった³¹⁾。最大の投資国はドイツであり、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキアへの投資が多く、またバルト 3 国に対しては北欧が最も多い。FDI の 55% がサービス業、37% が製造業に向けられている。製造業でも、バルト 3 国とポーランドについては、繊維、食品、木材等の伝統的製造業に対して集中されているが、ハンガリー、チェコ、スロヴァキアについては、コンピューター、

27) Roderick Martin [1999], *Transforming Management in Central and Eastern Europe*, Oxford Univ. Press, pp.167-171.

28) UNCTAD, *World Investment Report 2000*, p.66. FDI フロー累積による推計値。開始年は不明。中東欧には、2004 年加盟の 8 カ国の他、アルバニア、ベラルーシ、ブルガリア、クロアチア、モルドヴァ、マケドニア、ロシア、ウクライナ、新ユーゴスラヴィア連邦を含む。

29) Ibid., Annex TableB.3 より算出。この場合の中東欧 10 カ国とは 04 年加盟の 8 カ国に 07 年加盟の 2 カ国を加えたものである。

30) Ibid., p.67.

31) *European Economy*, op.cit., pp.3. 69.

事務機器、通信、自動車などの近代産業に向けられている³²⁾。2004年のEU 25カ国の累積FDI流入額に占める新加盟国のシェアは4%程度であり、その規模は決して大きいとはいえない。EUの最大の流入国はイギリス、オランダ、フランスであり、05年で累積額が各々3,558億ユーロ（EU27カ国全体の19.5%に相当）、1,545億ユーロ（同8.5%）、1,445億ユーロ（同7.9%）である³³⁾。04年のEUへの最大の投資国は米、スイス、日本の順であり、この3カ国で全体の50%程度を占めていた。また対中東欧FDIの80%がポーランド、ハンガリー、チェコの3カ国に集中していた状況は04年においても同様であった。

体制転換後、活発に行われてきた在欧州企業による対中東欧投資は、中東欧の経済成長を牽引する重要な要素であった。とくに銀行、電力、通信等の主要な国営企業を外国資本に売却したハンガリーやポーランドのようなケースでは、FDIが民営化の直接的な原動力となり、産業の近代化へも貢献した。

4 東西欧州貿易と EU 拡大

EU拡大の経済的基盤は冷戦期の東西欧州貿易によって築かれており、ポスト冷戦期のEUの東方拡大の萌芽は、冷戦期の東西欧州貿易にあったと考えられる。中東欧が西欧との経済的依存関係を積極的に推し進めていたのは、西欧から提供される工業製品、プラント、信用供与等と輸出による外貨獲得という直接的な経済的利益だけで説明するのは十分とはいえない。経済行動の背後に政治的意図が存在すると仮定すれば、欧州への回帰を目指した中東欧諸国の歩みが東西欧州貿易を基盤として開始されていたと考える方が適当なのではないだろうか。1979年12月のソ連軍によるアフガニスタン侵攻、81年12月のポーランド問題を契機として米ソ間の政治軍事的緊張が高まり、米政府による対ソ連経済制裁が行われた時期において西欧とコメコン諸国の貿易が拡大した事実³⁴⁾は、西欧の経済外交戦略が米政府の意向に左右されな

32) Ibid. ただしポーランドの製造業に関しては、伝統産業に集中する度合いはバルト3国より低い。

33) Eurostat, *European Union foreign direct investment yearbook 2008*, p.45.

34) 前掲拙稿, 2009年9月号, pp.9-12.

いだけの自律性を獲得し、またソ連、中東欧もこれに呼応する関係が確立されていたことを示すと考えられる。もっともアフガニスタン問題を契機として SALT II が頓挫し、また 70 年代にソ連軍により配備された SS20 に対抗し、83 年末にパーシング II の西欧配備が開始されたことによって、西欧とコメコン諸国との政治軍事的緊張が高まったことも確かである。

しかし EC とコメコンの非公式交渉が凍結されながらも、西欧とコメコンの通商関係が遮断されることがなかったのはなぜだろうか。これを説明するには、両者の通商関係が政治軍事的緊張に対する緩衝材として機能しており、関係諸政府がそのことを認識していたと考えるべきであろう。A. ステントは「国家が明確に経済と政治を相互依存的なものとした場合のみリンケージは生まれる」³⁵⁾と指摘したが、この当時の東西欧州においては通商関係を基盤としたリンケージが成立していたと考えられる³⁶⁾。

EU 拡大については別稿³⁷⁾で論じているため詳細は省くが、拡大に伴う EU の財政コストを考えた場合、拡大がもたらす経済的利益（単一市場の拡大による規模の経済効果等）のみで説明することは困難であり、欧州の政治的安定を目的とする EU の経済外交戦略の視点が必要になる。本稿で取り上げた東西欧州貿易には、冷戦後の EU 拡大が比較的短期間で実現した理由の一端が隠されている。なぜなら冷戦期の東西欧州貿易は冷戦後の EU と中東欧諸国の政治経済的接近を通商面から準備していたと理解できるからである。換言すれば冷戦期の東西欧州貿易は、EC と中東欧の通商関係を持続的に構築したという点において東方拡大に対し一定の歴史的役割を果たしたのであ

35) Angela Stent [1981], *From Embargo to Ostpolitik: The Political Economy of West German-Soviet Relations 1955-1980*, Cambridge Univ. Press, p.10.

36) このような経済を土台とする西欧とコメコン諸国の友好関係が、政治的文脈で公式に樹立されたのが 1988 年の「ルクセンブルグ宣言」である。ゴルバチョフ書記長の「新思考外交」により、それまで凍結されていた EC とコメコンの非公式交渉が 86 年 9 月に再開され、88 年 6 月、EC とコメコンは「ルクセンブルグ宣言」に調印し、両機構の協力関係を公式に樹立した。

37) 拙稿「EU 東方拡大の政治経済学——安全保障戦略と拡大コストの相克」『総合政策論集』（東北文化学園大学）、1 巻 1 号、2001 年 9 月、pp.79-91。——「欧州における政治経済的秩序の再編——EU と NATO の拡大を中心として」『総合政策論集』（東北文化学園大学）、4 巻 1 号、2004 年 12 月、pp.153-171。——「EU 拡大をめぐる合理主義と構成主義の検討——構成主義的分析による合理モデル批判を受けて」『総合政策論集』（東北文化学園大学）、5 巻 1 号、2006 年 3 月、pp.97-118。「EU 拡大をめぐる合理主義と構成主義の検討——F. Schimmelfennig 等による構成主義分析と合理主義の接点」『総合政策論集』（東北文化学園大学）、6 巻 1 号、2007 年 3 月、pp.89-104。

る。この意味において東西欧州貿易は、冷戦と冷戦後を通じて東西欧州の通商関係における一定の連続性を示す事象として位置づけることができる。さらにこの貿易を支えた EC/EU の経済外交戦略も同様に継続性があったといえるだろう。

5 おわりに

本稿では、冷戦末期からポスト冷戦にかけての EC/EU と中東欧の経済関係を概観してきた。冷戦末期の中欧諸国にとって EC との貿易は対コメコンと比較しても大きな位置を占めており、このことが経済的基盤となって冷戦後の EU と中東欧の経済連携と 2004 年の EU 東方拡大に繋がったのである。EC/EU と中東欧の経済関係に注目した場合、冷戦と冷戦後は連続した事象として捉えることが可能であるというのが本稿の主張である。

とくに冷戦末期の中欧において、西欧との貿易額が対ソ連貿易額を上回る規模に拡大していたという事実は、西欧諸国が東西欧州貿易を持続的に成長させることにより冷戦後の中東欧への政治経済的接近を通商面から準備していたと理解できる。この点において東西欧州貿易は、冷戦後の EU 拡大に対し一定の歴史的役割を果たしたのである。

ただし本稿では、貿易構造の変化や各国の政治経済的相違については言及していない。これらの点については今後の課題としたい。

付記：本稿の執筆に際し、外部査読者から貴重なコメントを頂戴した。

記して感謝したい。